

第三者評価結果

事業所名：明日葉保育園長津田園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画は、児童憲章、子ども権利条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、法人が掲げる保育理念・保育方針・保育目標に基づいて園長が作成しています。全体的な計画は、保育理念・保育方針・保育目標を実現するために社会的責任や人権尊重、説明責任、情報保護、苦情処理、解決の5つの具体的取組を掲げ、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮しています。全体的な計画は、年度末に全職員が参加する職員会議で検討し、年度の反省をもとに作成しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>【A2】 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント> 保育室は、どの部屋も風通しが良く、採光も取れて明るい環境です。エアコン、温湿度計、加湿機能付き空気清浄機を各部屋に完備し、温湿度管理を行っていますが、天井が高いため夏の暑さや冬の寒さが厳しい時期には、エアコンが効きづらく温度管理が難しい状況があります。園内は毎日清掃と消毒を行い、清潔な状態を保っています。安全点検表を用いて確認し、安全面の管理もしています。設置してある家具などには危険防止カバーを付けて安全対策をしています。1階に絵本をおいた小部屋があり、本を読みたい時、ゆっくり過ごしたい時などに使える空間となっています。玄関ホールは金魚やハムスターの飼育スペースにもなっており、子どもが落ち着ける場所となっています。食事や睡眠の場所は、保育室内をパーテーションで分けて適宜使用しています。手洗い場・トイレは明るく清潔で、手洗い場は年齢に合わせた高さになっています。各クラスから直接トイレに行くことができ、テラスに降りて園庭に出られるなど、利用しやすい構造となっています。</p>	
<p>【A3】 A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	b
<p><コメント> 入園時の個人面談の情報や提出された書類などから生育歴や家庭状況を把握しています。把握した情報は児童票や発達経過記録に記載し、職員は子ども一人ひとりの個人差を十分に把握し尊重しています。職員は、応答的な関わりを心がけ、発達や気持ちを受け入れ、個々のペースに合わせて待つなど、気持ちに寄り添った保育を実践しています。職員は子どもに分かりやすい言葉遣いでおだやかに話すことを心掛け、せかす言葉や制止する言葉を不必要に用いない保育の実践を意識していますが、まだ十分ではない場面があると感じています。</p>	
<p>【A4】 A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 子どもの生活習慣については、他と比べるのではなく個別の対応を心掛け、子どもの「できた」を大切にして達成感を持てるような支援を行っています。年間指導計画に生活習慣についての具体的内容が記載され、月案には内容と環境構成、予想される子どもの姿、保育者の援助が細かく記載され、週日案・実施記録には週の子どもの姿・実態が記載されています。外遊びの時間でも、子どもの気持ちや体調に応じて部屋で過ごすなど、活動と休息のバランスがとれるよう配慮しています。午睡も、昼食後に少し自由遊びをした後の眠くなったタイミングから開始するなど年齢に応じて対応しています。年間保健指導計画を作成し、手洗い、うがいの方法や「なぜ寝るの？」などクラスやテーマを決めて子どもが理解できるように伝えています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 保護者の協力を得て、牛乳パック・空き箱などの廃材を回収し、自由に使えるコーナーを設置して子どもが自由に自分の作りたいものを作る環境を設定しています。また、子どもたちが話し合うサークルタイムを朝夕の時間に行い、子どもがやりたい遊び、ゲームなどを決めて取り組んでいます。子どもたちは皆で協力して大きな絵を描いたり、園庭では友だちと一緒にダム造りをするなど協同した活動の機会も多くあります。保育者は見守りながら、子ども同士の関係性が育まれるよう支援しています。園庭での遊びや様々な栽培活動、公園、川などへの散歩、戸外での活動の中で自然に触れる機会も多くあります。戸外に出かける際には、保育者が手本となり地域の方に挨拶をしたり、交通ルールを身につける機会にもなっています。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 0歳児においては、「遊ぶ」「休む」を大切に子どもを月齢や体調などにあわせた環境設定を心がけています。手作りのパーテーションで部屋を区切り、個々のペースで過ごせるようにしています。夕方の合同保育時も0歳児はなるべくクラスで過ごすようにしています。全体的な計画には養護の情緒の安定として、保育者と一対一の愛情豊かな関わりの中で安心した園生活を送れるようにする、応答的なふれあいや言葉かけを大切にするなど具体的に記載されています。月案には環境設定として安心して話しかけられるよう、優しい雰囲気を作るようにすると記載され、同じ保育士が寄り添って表情を見ながら過ごすようにしています。月齢や発達によって興味や関心が変わるため、成長に合わせておもちゃを手作りするなど工夫しています。アプリを使用した連絡帳は画像の添付もでき、園や家庭での様子を伝えています。送迎時には直接情報交換を行い、家庭との連携を大切に保育にあたっています。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 保育士は、子どもたちがやりたいこと、興味のあることを大切に、一人ひとりの興味がどこにあるかを把握するように心がけています。園庭での自由遊びや、近隣にある様々な公園で毎日のように探索活動をしています。友だちとの関わりが多く持てるように、遊びや環境設定に配慮し、保育者が遊びの中心にならないようにしています。着替えなども自分でやりたい気持ちを尊重して、まずは見守り、様子を見て必要な支援をしています。子どもの自我を受け止め、子ども同士のケンカなどの際にもまずは様子を見て、状況に合わせて気持ちを代弁するなど関わりをもっています。戸外活動時の近隣の方とのふれあいや実習生との関わりなど保育士以外の大人との関わりもあります。散歩先の公園で、他の子どもと関わる場面や合同保育で異年齢との関わりを図っています。保護者とは、アプリを使った画像付きの連絡帳や朝夕の送迎時の話で連携を図っています。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画に3歳児は「友だちとの関係の中で決まりの大切さを保育士の仲立ちを通して相手の気持ちに気づく」と記載され、ハンカチ落としやイスとりゲームなど集団遊びを楽しんでいます。4歳児は「集団遊びや遊具を共有しながら友だちと楽しく遊ぶことで相手の気持ちを理解しながら行動する」と記載され、家族ごっこ遊びやヒーロー遊びなどで遊んでいます。5歳児は「友だちとの関わりの中で共通の目的を見出し協力して物事をやり遂げようとする」と記載されており、お楽しみ会では自分たちでストーリーを考え、友だちと助け合いながら活動に取り組んでいます。朝夕にサークルタイムを導入し、子ども同士で遊びの提案や行事のやり方、問題の提起、解決などができるようにしています。また、保育士は発言者や意見が偏らないように全体を見ながら、それぞれの子どもの思いが表せるように援助しています。保護者には、送迎時の会話やアプリの連絡帳などで伝えています。就学先の小学校には、教員が園を訪問した際や、電話などで活動の様子などを伝えています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 階段には手すりを付け、廊下も広く、エレベーターも設置しており、車いすにも対応できます。障害のある子どもには、担当者が個別指導計画を作成し、クラスの指導計画と関係づけるなど、クラスの子どもの関りを大切にしています。クラスの子どもは、一緒に過ごす中で障害もその子の個性と捉え、自然な関わりの中にも優しい気持ちが生まれるなど、お互いが成長している様子が見られます。保護者とは状況に応じて個人面談を行い、北部地域療育センターや児童発達支援事業所など関係機関へ相談したり助言を受けています。また、児童発達支援事業所からは、訪問指導員が定期的に来園しています。職員は、県や市の障害児研修を受講し、勉強会を行っています。障害のある子どもの保護者からも要望があり、障害のある子どもの保育に関する情報を懇談会で他の保護者へも伝えています。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 園では家庭的でゆったりと過ごせる雰囲気づくりを意識し、子どもたちが安心して生活できるように配慮しています。クラス内での活動も無理に参加させることはせず、子どもの様子や体調などに合わせてゆっくり過ごすことができるようにしています。合同保育時は、年齢の異なる子どもが安全に過ごせるよう、0歳児と1、2歳児、3～5歳児が別の部屋で過ごし、部屋はパーテーションで区切り、コーナー遊びを行うなどゆったりと過ごせる配慮をしています。食事時間や午睡時間は、生活リズムに合わせ、年齢などにより決めています。保育士は、毎日の昼礼、月1回の乳児会議や職員会議、クラス会議などで子どもの状況について引き継ぎを行っています。保護者とは、送迎時の話やアプリの連絡帳で子どもの様子を伝え合い連携をとっています。各クラスの入り口には、子どもの活動の様子などが写真付きで掲示されています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画や年間指導計画、月案で、小学校との連携、就学に向けての計画がたてられ、計画に基づいて保育が行われています。5歳児は小学校の訪問、見学で就学への興味や意識を高める機会としていましたが、コロナ禍以降小学校訪問は中止の状況です。小学校周りの散歩、小学校についての絵本を読む、小学校の教室・昇降口などの写真を見せるなど、工夫して小学校の情報を子どもたちへ伝えています。区主催の「あつまれ！みどりっこまつり」では、区内の保育園が近隣の公園に分かれて（コロナ禍の為）、緑区オリジナル体操「ミドリんたいそう」を行いました。また、年長児交流で長津田エリアの園でお手紙交流を行いました。小学校の先生の園訪問の機会には子どもの様子を伝え合うなど情報交換し、連携を図っています。就学する小学校には、保育所児童保育要録を担任が作成し、園長・主任が確認して提出しています。保護者には、入学前に個人面談を行って就学について話ができる機会を設けています。小学校に配慮してほしいことや伝えたいことがあれば園から伝えるようにしています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 入園時に、健康調査票や保護者から聞き取りを行い、子どもの健康状態を把握して職員間で共有しています。重要事項説明書には、年間健康管理計画などを記載し、園で実施される健康診断などの時期や家庭で意識して欲しいことを説明しています。年間目標を健康の維持増進や病気の予防と早期発見、安全と事故防止とし、行事や保健安全管理業務、保健指導などを実施しています。予防接種などの情報は、都度健康観察表に記載してもらい、職員は昼礼で情報共有しています。子どもの体調悪化やけがなどで、緊急に診断や治療を要する場合は、事故対応マニュアルなどに則って対応しています。医療機関を受診した時は、次の日の登園時に必ず事後確認を行っています。保健だよりの中で、子どもの健康に関する方針や取組を紹介し、保護者に伝えています。SIDSに関する知識は、園内研修などで職員に周知され、SIDS防止マニュアルにそって呼吸チェックを実施しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 毎月、身長・体重についての身体測定（胸囲・頭囲は年2回）、年2回の健康診断、歯科健診、尿検査（3～5歳児年1回）、視聴覚検査（3～4歳児年1回）を実施しています。保護者には、健康診断などの結果を所定の用紙に記載し渡しています。結果により必要であれば受診も促しています。事前に受けた医師への質問には、医師からの回答を伝えています。身体測定や健康診断などの結果は、クラスごとに記録して職員間で確認しています。年間保健指導計画を作成し、健康や体、衛生習慣などについて、月ごとにテーマを決め、イラストなどを用いて分かりやすく伝えています。5歳児にはプライベートゾーンの話、4、5歳児にはエプロンシアターで歯磨き指導などを行っています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもへの対応は、法人の「アレルギー対応マニュアル」に基づいて行っています。食物アレルギーのある子どもは、園長、主任、栄養士が保護者と面談し、かかりつけ医作成の「生活管理指導表」をもとに、除去食を提供しています。保護者とは、年3回、園長、主任、栄養士が面談して現状の確認を行い、対応を話し合っています。保護者の質問や相談にも栄養士が直接対応し、安心してもらえるようにしています。除去食の提供は、厨房からの受取時に複数で確認し、専用のトレイ、食器を使用し、席を離すなど誤食防止の対応を行っています。職員は、県や市のアレルギーについての研修に参加して職員会議で情報共有し、園内研修も行ってアレルギーへの知識・理解を深めています。アレルギー疾患や慢性疾患などについて保健だよりに掲載して保護者の理解を得られるようにしています。子どもたちにもアレルギーについて子どもが理解できるように話をしています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画には「食を営む力の基礎」として食育を位置づけ、指導計画にも「食育」に関する記述があります。「食育年間計画表」には、年齢ごと、月ごとの子どもの年齢、月齢に合わせたきめ細かな計画と「年間目標」、「食事」、「栽培」の計画が記載されています。食器は衛生上の観点から陶器製の、年齢に合わせた形状のものを使用しています。幼児クラスでは全員に均等な量を盛り付けて配膳したあと、子どもの希望を聞いて量の調節をしています。保育士は「おいしいね」などと声をかけながら、ゆっくり子どものペースで食べられるように支援しています。「みらいエナジー」という39種類の食材のキャラクターを作り、子どもが食事を楽しめるように工夫しています。それぞれの食材の持つ強みや特徴をキャラクターごとのパワーとして表現し、楽しみながら食事ができる取組の1つとしています。クッキングの体験も食への関心を深めるための取組になっています。毎日の食事サンプルの展示やレシピを掲示して保護者に子どもの食生活に関しての情報提供をしています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p><コメント> 子どもの年齢、月齢、発育状況を踏まえた献立・調理の工夫をしています。給食会議では、栄養士、調理師、保育士が、残食簿を参考に検討を行い、子どもの喫食状況を共有して食べやすい形状、堅さ、味付け、見た目の工夫をしています。2週間ごとのサイクル献立として、回目の調理に反映できるようにしています。食材は旬のものを使用して季節感のある献立となるようにしています。夏祭りの時期は屋台にあるものを想定して、焼きそば、トウモロコシ等を、十五夜にはウサギカレー、運動会には金メダルオムライスなど、子どもが喜ぶ時期に合わせた行事食を提供しています。栄養士、調理師は子どもの食事の様子を見て、声をかけたり、直接子どもの意見を聞いています。衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理が適切に行われています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント> 家庭との緊密な連携のもと、子どもの生活を充実させるための取組を行っています。乳児クラスは連絡帳により、毎日、相互に情報交換を行っています。幼児クラスは送迎時に積極的なコミュニケーションを図り、子どもの園での様子や家庭での生活について情報共有をしています。各クラスの入り口には、ドキュメンテーション（子どもの活動を写真と文字で視覚的に分かりやすく記録したもの）を掲示して、子どもの園での様子を保護者に伝えています。定期的開催される保護者懇談会、個人面談では保育の内容について説明し、保護者の理解を得るようにしています。保育参加、運動会、発表会の場合は、保護者と子どもの成長を共有できる場になっています。個人面談の記録等は、所定の様式に記入し、児童票と一緒に個人ファイルに保管しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 保護者との信頼関係を築くために、毎日の送迎時に積極的なコミュニケーションを心がけています。コミュニケーションの中で、保護者が相談しやすい雰囲気作りをしています。相談の申し出があれば、いつでも保護者の都合に合わせて相談できる体制を整えています。相談は、空いている保育室などを利用してプライバシーへの配慮をしています。保育士が適切な相談対応ができるように、園長や主任が助言したり、必要に応じて面談に同席することもあります。研修機関が主催する保護者支援の研修会に参加したり、傾聴やコミュニケーションの取り方に関する研修にも参加して保護者支援のスキルを身につけるように努めています。相談内容は適切に記録し、子どもの個人ファイルに保管して、関係職員が情報共有できるようにしています。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a
<p><コメント> 「明日葉ガイドライン」及び「子どもの虐待防止マニュアル」に基づき、子どもに対する虐待の予防及び虐待に対する適切な対応をしています。虐待の兆候を見逃さないように、登園の際の観察や、おむつ替え、着替えの際に傷やあざがないかをチェックしたり、体や衣服が汚れていないか、保護者の様子が変わったことはないか、親子の様子も観察しています。虐待等の恐れがある場合には、保護者に予防的な声かけをしてコミュニケーションを取り、話をしやすい環境を作るなど精神面等の援助をしています。職員の虐待に対する理解を促すために職員会議や園内研修で「ガイドライン」や「子どもの虐待防止マニュアル」もとづき説明をしています。マニュアルには、職員が理解しやすいように、虐待対応イメージを分かりやすく図表化したものがあり、職員の具体的な行動の指針になっています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>各指導計画にもとづく保育実践について、毎日クラスごとに話し合いをし、さらに月ごと、週ごとに振り返りを行っています。園長、主任保育士は振り返りを確認し、必要なアドバイスをしています。毎日の昼礼や月ごとの職員会議、幼児会議、乳児会議でも各クラスの振り返りの報告があり、職員間で共有し、互いの学び合いや意識の向上にもつながっています。振り返りは、年度末に作成される保育所全体の自己評価にも反映されています。ただ、年度末に実施している「自己評価表」による職員の自己評価とは、構成、内容が整合していません。職員一人ひとりの自己評価が保育所全体の自己評価につながる工夫が期待されます。</p>	